

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和元年（2019 年）7 月 8 日（月）

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 11 階
札幌市財政局財政部企画調査課総務係
電話：011-211-2216

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

統一的な基準による財務書類作成支援等業務（一般会計等、全体、連結）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

契約締結の日から令和 2 年 3 月 23 日（月）までとする。

(4) 履行場所

上記 1 の契約担当部局

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約金額については、入札書に記載された金額を履行月数に応じ、令和元年 9 月 30 日までの履行分相当額及び令和元年 10 月 1 日以後の履行分相当額に分けたうえで、消費税及び地方諸費税の相当額として、前者に当該入札書記載額の 8 % 相当額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）、後者に当該入札書記載額の 10 % 相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）、それらを合算した額を定めるものとする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」もしくは「その他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中で

ないこと。

- (6) 地方公会計に関する財務書類の作成もしくは作成支援に関する業務の履行実績があること。

4 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1及び札幌市公式ホームページ上に掲載
<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyakujoyouhou/ippannkyousounyuusatsu/rlzaimu-shoruisakuseishien.html>
- (2) 入札の日時及び場所
令和元年7月31日(水) 14時00分
札幌市役所本庁舎11階 財政局会議室
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法
入札書は様式1「入札書」にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式にて担当者へ提出すること。(送付及び電送による提出は認めない。)

5 入札手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (4) 入札に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類(別紙1参照)を令和元年7月30日(火)16時までに提出しなければならない。また、入札者は、落札決定までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。
- (5) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法等
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。